

<h1>広報 つつじ野</h1> <p>＝マンションみらいネット登録全国第1号管理組合＝ 当管理組合は組合員全員による自主管理で運営しています</p>	(昭和56年5月1日、創刊) つつじ野団地管理組合 Tel. 2953-7876 Fax. 2952-1499 平成30年4月25日 第809号
	<h2>「お互いさま」の心と「支えあい」で日本一の団地を作ろう！</h2> <p>主な掲載内容</p> <p>①『出席予定票・議決権行使書・委任状』の取り扱いについて ②管理規約・細則の一部変更案の紹介(2回目) ③4月度資金運用結果を報告します ④平成29年度監事監査を行いました ⑤給排水管改修工事中のリフォーム工事について(ご協力をお願い) ⑥3月度の不法駐車を公表します ⑦3月度のゴミ違反を公表します ⑧GWの管理組合事務所休業のお知らせ</p> <p>添付物：平成29年度会計報告</p>

◇「総会特別議案」の説明会を行います。

日時：平成30年5月13日(日) 10:00～11:00

場所：第三集会所

5月6日(日)に配付予定の「総会議案書」をお持ちください。

◇「第38回通常総会」を開催します。(受付：9:30～)

日時：平成30年5月20日(日) 10:00～12:00

場所：広瀬小学校体育館(上履きをご用意ください)

『出席予定票・議決権行使書・委任状』の 取り扱いについて

つつじ野団地管理組合では、総会で提案された議案に対して、その賛否の意思を表明する方法として、「三つの方法」を採用しています。

いずれによる方法でも、その総会へは出席し、議決権を行使したものと取り扱われます。

希望されるいずれかの方法の色分けした用紙に必要事項を記入し、押印の上、1枚のみを小封筒に入れ、5月13日(日)までに班長へ提出してください。

提出期限(5月13日)後は受付ませんので、ご注意ください。

◎「一つ目の方法」：総会当日、会場に来場し総会に出席できる方

- ①議案書3頁の **出席予定票(青色用紙)** に、必要事項を記入し押印の上、「班長」へ提出してください。
- ② 当日、都合で出席できなくなった場合は、総会議長に議決権の行使を委任したものと取り扱われます。

◎「二つ目の方法」：総会当日、会場へは行けないので、提案された議案に対し書面で自己の意思を表明される方

- ① 議案書4頁の **議決権行使書(緑色用紙)** に、必要事項、各議案について賛成・反対かを記入(○で囲む)し押印の上、「班長」へ提出してください。
- ② 「議決権行使書」を提出されて、当日会場へ来場された場合には、傍聴席にお座りいただき、議決権の行使はできません。議決権の行使は、既に提出いただいた書面にて行使されます。

◎「三つ目の方法」：総会当日、会場へは行けないので、他の人に議決権行使を任せたい方

- ① 議案書5頁の **委任状(橙色用紙)** に、必要事項を記入し押印の上、「班長」(個人に委任される場合は受任者＝任せる相手)へ提出してください。
- ② 「委任状」を提出されて、当日会場へ来場された場合には、傍聴席にお座りいただき、議決権の行使はできません。議決権の行使は受任者(任された人)が行使します。

第3号議案の「管理規約の一部変更は、特別多数決議案」です

第3号議案の管理規約の一部変更は、「全住戸1,004の3/4以上の賛成が必要となる特別多数決議案」です。このため、「出席予定票・議決権行使書・委任状」のいずれかを5月13日(日)までに、班長さんへ提出するように、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

管理規約・細則の一部変更案の紹介(2回目)

平成29年12月臨時総会において「つつじ野団地管理規約の一部変更並びに関連細則の一部変更」を提案し、承認をいただきましたが、法務・企画委員会では各細則について更なる見直し・検討を進めてきました。

今般、理事会へ答申と提言があり、これを受け理事会で審議の結果、以下の細則の一部変更を提案いたします。

記

- 1 班長、副班長及び地区委員の設置等に関する細則
 - 変更の趣旨 <対象条名>
 - ・細則設置根拠の管理規約第74条の条見出しを加え、地区委員等(班長、副班長及び地区委員)の任期及び班長の職務代行者を明確にする。
 - <・第1条、・第2条(新規制定)・新第3条(現行第2条)>
- 2 次期班長、次期副班長、次期地区委員及び次期役員候補者の選出に関する細則

給排水管改修工事中のリフォーム工事について（ご協力のお願い）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
日頃より当マンション管理運営につきまして、皆様のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、給排水管改修工事は本年1月より街区別・建物区分別に工事説明会を開催した後に順次着工し、平成31年4月に完了する予定です。

このような状況の中で、本給排水管改修工事（以下「本工事」という）とは別にリフォーム工事等を他の工事業者へ依頼されている居住者もおられると思いますが、次の理由により、本工事を円滑に行うために工事期間内は、「止むを得ぬ事情によりこの期間に行う必要のある工事」以外はできるだけ控えて下さいませよう、ご理解・ご協力を賜りたく、お願い致します。

- 本工事は、事前に各居住者のスケジュールを伺った上で、決められた日程・時間で実施されております。各戸の専有部にて他の業者がリフォーム工事を同時に実施することにより、本工事（給排水管改修工事）作業時間の遅れが発生する恐れが有り、他の居住者方にご迷惑をお掛けする可能性があります。
- マンションを傷付けないよう、充分配慮しながら工事を進めておりますが、各戸専有部リフォームと同時に工事を行っている期間に、万が一、共用部及び専有部の物損が発生した場合、責任の所在が不明確となりトラブルにつながる可能性が高くなります。
- 本工事に関わる工事用資材は、事前に調整して敷地内の決められた箇所に仮置きするようにしております。各戸専有部リフォーム用資材を事前調整なしで仮置きした場合、工事用資材との混乱を招く恐れがあります。

なお、止むを得ぬ事情により本工事と同時期にリフォーム工事等を行う必要がある場合は、管理組合へ事前申請をした上で、事前に給排水管改修工事会社である日本設備工業株式会社へ必ずご連絡をしていただき、日程等調整を行っていただきますよう、お願い致します。

事前に調整がなく各戸専有部でリフォーム工事等が始まり、本工事に影響を及ぼすと判断された場合、工事を中止していただくこともございますので、ご了承願います。

工事中は何かとご不便・ご迷惑をお掛け致しますが、皆様のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- 変更の趣旨 <対象条名>
 - ・管理規約に役員候補者等の選出を明確にするため、細則設置根拠を第74条から第37条第5項と変更したことに伴い、根拠条文に条見出しを加え次期役員等の任期を明確化する。
<・第1条、・第2条第2項>
 - ・管理規約第37条第2項で役員を選出対象を、団地内に居住する組合員等としていることに鑑み、次期地区委員の選出も同規定を準用し、公平を期するべく次期地区委員の非選出対象から自治会役員を削除し「できる規定」とする。
<・第4条第5項>
- 3 自転車及びバイク置場使用細則
 - 変更の趣旨 <対象条名>
 - ・電動カートは、道路交通法で定められた原動機を用いる車いす及び歩行補助車等（内閣府令で定める基準に該当するもの）に該当し、同法の適用では「歩行者」として扱われている。当団地も住民の高齢化が進み、今後電動カートの所有者が増加することが予想されるため、同カートの自転車置場における使用を認め、居住者の生活面での利便性と住環境の向上を図る。
<・第2条十四号、同条第十七号・第4条、・第5条、第6条第2項、・第8条、・第11条>
- 4 各細則共通
 - 附則を追加・・・変更細則の発効日を明示します。
- 5 変更細則の変更条文内容は、「総会議案書第4号議案」を参照ください。

4 月度資金運用結果を報告します

4月に各会計の普通預金残高を次の通り武蔵野銀行の決済性預金口座に振替えました。

会計区分	運用額（円）	会計区分	運用額（円）
①管理費	△13,000,000	⑤集会所	2,442,013
②修繕積立金	28,500,000	⑥駐車場敷金(利息分)	1
③高層特定費	300,000		
④駐車場	6,322,844	①～⑥ 合計	24,564,858

平成29年度監事監査を行いました

つつじ野団地管理規約及び経理事務細則に基づき4月15日（日）に平成29年度の会計及び業務について監事監査が行われました。

監査結果は、会計については、「各会計の収支計算書、貸借対照表及び正味財産増減計算書等は、管理組合の財産及び収支の状況を正しく示していると認める。」また、業務については、「昨年の第37回通常総会で決議された事業計画等は、概ね妥当に執行されていると認める。」との報告をいただきました。

（添付の平成29年度会計報告を参照してください）



共用部 緊急連絡先	つつじ野団地管理組合事務局	090-9375-1820
		080-1169-2496
		090-7842-0945

理事会の議題

- 第23回理事会(4/14): 4月度資金運用計画/平成29年度会計監査資料/平成29年度業務監査資料/第38回通常総会特別議案説明会次第/第1回環境整備の日作業実施要領 他
- 第24回理事会(4/21) 第38回通常総会役割分担、進行スケジュール等 他

理事会の予定議題

- 第25回理事会(5/12): 火災保険・施設賠償責任保険契約/役員等傷害保険契約/合同会議資料/ 他

お知らせ

- ★規約違反状態(当団地最後の犬飼育者)が3月25日に解消されました。今後は「隠れ飼育者」の解消と「ノラ猫等への給餌行為」の禁止を徹底致します。
- ★広報808号訂正:平成30年度役員候補者(小林茂子さん→成子さん)に訂正致します。

月	日付	会議・行事	月	日付	ゴミの収集(火、金はもやすゴミ)
5月	6日(日)	第10回 自主防災幹事会	4月	25日(水)	燃やさないゴミ
	12日(土)	地区委員活動 デモストレーション		26日(木)	プラスチック
		第12回 地区委員会	5月	3日(木)	プラスチック
	第25回 理事会	7日(月)		ビン・缶・乾電池	
13日(日)	総会特別議案説明会	9日(水)		ペットボトル	
	第23回 長期修繕委員会	10日(木)	プラスチック		

“ささえ愛つつじ野” からのお知らせ お問合せ・お申し込み **090-4360-1233**

- ☆健康体操 : 5月8日(火)、15日(火)、22日(火)、29日(火) 13時30分から 参加費500円/1回
- ☆うたごえサロン : 5月24日(木) 14時から 参加費300円(コーヒーカップご持参ください)
- ☆絵手紙教室 : 5月9日(水)、23日(水) 10時から 参加費100円/回
- ☆脳トレ麻雀 : 5月 毎週(水、土曜日) 13時から(初心者向け毎週月曜日13時から) 無料
- ☆手芸カフェ : 5月 毎週(金曜日) 13時30分から 無料
- ☆編み物カフェ : 5月 毎週(水曜日) 9時30分から 参加費100円/1回

編集後記
桜の花が散り、春の草花が待っていたように咲き始めました。バス停からタマゴ公園に向かう両側のすみれ草が芳香を放っています。つつじ、ハナミツキ、百日紅と着実に猛暑の夏に近づいていきます。

大きなカバンを背負った新入生の明るい声が響いてきました。団地の住民を調べた所、中学生以下約八十六人います。これは八十七歳以上の人数と同じです。

親が子供を見ている時間は子供が親を見ている時間よりはるかに長いようです。三本の指を折ると子供は外を見ている、親は常に子供を見ている。

スマホばかりみていないで子供を見て下さい。スマホを操作する指で子供が見えなくなりますよ!

(広報 山口)

3月度の不法駐車を公表します

不法駐車は、地区委員(生活秩序担当)の方が日々の状況を確認し、公表しています。継続して団地内の皆様のご協力をお願いします。
◇3月の不法駐車車両は33台、バイクは2台という結果でした。
◇不法駐車悪質車両の内容(過去3ヶ月5回以上不法駐車車両)



回数	番号	車種	色	場所	時間帯
10	所沢580 ほー・589	ダイハツ タント	水色	2街区駐車場	7:00~21:00
10	所沢540 さー・・12	トヨタ VOXY	黒色	2街区駐車場	21:00~6:00

3月度のゴミ違反を公表します

ゴミ集積所の点検は、地区委員(環境保全担当)の方がゴミ回収時の状況(回収日でないゴミ、回収後に出しているゴミ)を確認し、公表しています。3月度のゴミ違反数は25件確認されました。うち回収後に出しているゴミ違反は6件ありました。

- ◎地区委員さんより主な注意点が出されました。
- ①番 回収後に出されたゴミを、カラスが荒らしていた。
 - ②番 燃やすゴミが回収後に出ていた。(3回)カラスが荒らしていた。
 - ⑤番 今月は優秀でした。
 - ⑥番⑦番 燃やすゴミが前日に、缶・ビン・電池が回収日前に出ていた。回収日でない日に古紙・古布が出ていた。
 - ⑧番 燃やすゴミの前夜出し。プラの日にペットボトル一袋。土曜に二日後の缶・ビンが出ていた。
 - ⑩番 カラスの動きが活発です。見えないように出す工夫が必要です。ネットは端まで掛けてほしい。
 - ⑫番⑬番 プラの日に燃やすゴミ、燃やすゴミの日にラベル付きのペットボトルが、燃やすゴミの日にプラが(生ごみ混入) 缶・ビンの日に燃やすゴミが。

※番号は集積場所(看板に明記されています)。

GWの管理組合事務所休業のお知らせ

管理組合事務所窓口は、ゴールデンウィーク期間
4月30日(月)、5月3日(水)~5月5日(土)がお休みです。緊急連絡先は以下の通りです。

緊急連絡先		電話番号
電気関係	東電カスタマーセンター	0120-995-442
ガス関係	武州ガス	049-241-9000
給水関係	日本総合住生活	048-839-0901
防犯関係	水富交番	04-2954-3100